

質問回答書

2020年8月19日

「(案件名)アフリカ地域サブサハラ・アフリカ諸国における電力分野アクセス向上に係る情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2020年7月22日/公示番号:20a00252)について、以下のとおり質問いたします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	<p>P16</p> <p>第3章 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>1. プロポーザルに記載されるべき事項</p> <p>(3)業務従事予定者の経験、能力</p> <p>2)評価対象業務従事者の経歴</p>	<p>業務主任者の担当分野を貴機構構成案と異なる提案をした際の評価方法についてご教示ください。</p> <p>例えば、本プロポーザルにて「業務主任者/電力投資計画」として業務主任者を提案した場合、同従事者の類似業務経験の分野は「電力投資計画策定に係る各種業務」としてのみ評価されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>企画競争説明書に記載してある「業務主任者/電気事業経営課題分析」以外の分野を提案頂くことは可能です。</p> <p>ただし、業務主任者の兼務分野を他の評価対象分野とする場合は、ご理解の通り業務主任者の兼務分野の類似業務経験で評価させていただきます。</p> <p>その上で、ご提案頂く団員構成全体の妥当性について、「要員計画等の妥当性」で評価させていただきます。また、業務管理グループの場合は、「業務管理体制」でもその構成の妥当性について評価させていただきます。</p>
2 (8/14 追記)	<p>P10</p> <p>4.調査実施における留意事項</p> <p>(4)再生可能エネルギー導入に関する調査対象範囲</p> <p>P11</p> <p>5. 調査の内容</p>	<p>4.調査実施における留意事項では、『「再エネ基礎調」では、系統接続型の再エネ電源導入及び再エネ電源を活用した電化促進事業(ミニグリッド・オフグリッド)を対象としていることから、本調査についてはこれらそのものを対象とするのではなく……。『「再エネ基礎調」の調査途中結果については、必要に応じ JICA から本調査のコンサル</p>	<p>各国の具体的な再エネ電源の導入情報(種類、場所、導入容量、時期等)は、JICA による「再エネ基礎調」の調査途中結果の提供によるものではなく、「5. 調査の内容(1)対象国の電気事業体経営に関する情報収集・課題の整理」における、「電気事業に関する統計データ」や「投資計画に関する情報」の調査を通じて明らかになるも</p>

	<p>(4)中・長期的の視点で実施する支援策の検討のための情報収集 ~ (6)現地調査対象国の調査・選定 (スクリーニング)</p>	<p>タントに提供する。』の記載がある。 5.調査の内容では(4)情報収集 P12『・・・、太陽光・風力発電の導入拡大を図るために必要な系統安定化技術の導入及びその前提となる設備運用のデジタル化・・・情報収集を行う。』⇒(5) P12 ロングリスト案作成『・・・対象国ごとに案件形成の方向性を検討し候補案件の全体ロングリスト案を作成する。』⇒(6) P12 現地調査対象国の調査・選定『スクリーニングの際には、候補案件ロングリスト案を基に、JICA と協議の上、熟度の高い候補案件が存在する国を優先し、現地調査対象国を8か国程度選定する。』までの作業を終了し、インテリムレポート作成の必要がある。<u>系統安定化技術の導入で具体的な候補案件を検討するためには、具体的な再エネ電源の導入情報(種類、場所、導入容量、時期等)の情報が不可欠であるが、本調査で必要な時期にJICA 殿から提供いただけるという条件で提案することによろしいか。</u></p>	<p>のと考えています。</p>
<p>3 (8/14 追記)</p>	<p>P10 2.調査対象地域</p> <p>4.調査実施における留意事項 (4)再生可能エネルギー導入に関する調査対象範囲</p> <p>P11 5. 調査の内容</p>	<p>上記の再エネ電源の導入情報についての追加質問となります。 本調査では特記仕様書に記載されている16カ国の情報が必要となりますが、「再エネ基礎調」の企画競争説明書(貴機構 HP で公開)では、重点国は12カ国であり、両調査で重複していない7カ国(カメルーン、ブルキナファソ、マダガスカル、マラウイ、シエラレオネ、リベリア、トーゴ)は「再エネ基礎調」からのアウトプットが無いと思料します。</p>	<p>上記2に記載の通り、各国の再エネ電源の導入情報(種類、場所、導入容量、時期等)については、「5. 調査の内容(1)対象国の電気事業者経営に関する情報収集・課題の整理」にて収集されるものであり、業務量の目安である31人月に含まれます。 なお、本企画競争説明書に記載の通り、「重点調査国16か国における基本的な情報収集」については、再委託による実施可としていますの</p>

	(4)中・長期的の視点で実施する支援策の検討のための情報収集 ~ (6)現地調査対象国の調査・選定 (スクリーニング)	これらの 7 カ国の再エネ電源導入情報も同様に JICA 殿から必要な時期に提供いただける条件で提案することでよろしいでしょうか。 もしくは、上記 7 カ国は「再エネ基礎調」の調査対象外であることから貴機構より情報を提供いただけない場合は、本調査にて情報収集を行うこととなりますでしょうか。その場合、上記情報収集は本企画競争説明書の業務指示外であり、業務量の目安である31人月に同作業は含まれていないことから、追加で必要となる業務量(人月)について契約交渉にてご相談することになると理解しておりますが、間違いはないでしょうか。	で、ご提案頂く場合は、その理由、具体的な実施方法についてプロポーザルにて提案してください。
4 (8/14 追記)	P11 (1)対象国の電気事業者経営に関する情報収集・課題の整理	・電気事業者の財務に関する情報。国内の主たる電気事業者について、とあるが、国内とは、日本国内でなく、調査対象となる 16 か国の国内という理解でよろしいか。	ご理解の通りです。
5 (8/17 追記)	P12 第 2 章 5. (7)	「JICA の「電力アクセス向上」への取り組み紹介動画」での使用言語は日本語でしょうか。もしもフランス語での作成が必要な場合、フランス語への通訳・翻訳費用を計上することは可能でしょうか。	現段階では、使用言語を含めコンテンツ内容は未確定ですが、複数言語での作成に要する費用(スクリプト作成及びナレーション音声)についても、本見積りに定額計上頂く紹介動画作成の国内再委託経費(5,000千円)に含まれます。
6 (8/17 追記)	P12 第 2 章 5. (8) 注釈 4	旅費の見積もりが指示されている現地調査対象国のうち、ブルキナファソのみ「紛争影響国・地域」に該当し、報酬単価の加算が認められると考えますが、通常の報酬単価とどのように区別して計上すればよろしいでしょうか。	現地調査対象国は調査の中で絞り込みを行うため、結果としてナイジェリア・ブルキナファソは調査対象地から外れる可能性があります。ついては、本案件では紛争影響国・地域における報酬単価の加算は適用しないこととします。

7 (8/17 追記)	P12 第2章 5.(8) 注釈4	旅費の見積もりが指示されている現地調査対象国のうち、ブルキナファソは戦争特約保険料の対象国になると考えますが、同国滞在日数に限り戦争特約保険料を計上することは可能でしょうか。	P15 5. 見積書作成に係る留意点(2)に記載の通り、必要に応じ旅費(その他:戦争特約保険料)を別見積りに計上ください。
8 (8/17 追記)	P12 第2章 5.(8) 注釈4	旅費の見積もりが指示されている現地調査対象国のうち、ナイジェリアは調整宿泊料単価が適用されると考えますが、計上単価をご教示いただけますでしょうか。また、その他に調整宿泊料単価が適用される国がありましたら、金額と併せてご教示いただけますと幸いです。	本案件では、アブジャへの渡航を想定しています。つきましては、以下の宿泊料単価を見積りに計上ください。 アブジャ: 22,300 円 (同国上記以外地域:通常単価) なお、ナイジェリア以外には、宿泊料の調整単価を適用する国・地域への渡航はありません。
9 (8/17 追記)	P12 第2章 5.(8) 注釈4	本競争では、現地調査対象国 8 か国を想定して旅費を見積もることと指示されています。このうち航空賃について、現時点で複数国周遊する経路の見積もりを行ったとしても、今後の新型コロナウイルスの状況によっては実際の渡航時に経路を変更せざるをえず、航空賃が見積金額よりも高額となる可能性が考えられます。そのような状況の場合、契約変更にて航空賃の増額を認めていただくことは可能でしょうか。	旅費(航空賃)、及び現地複数か国の移動に係る旅費を定額計上とします。以下の通り本見積りに計上ください。 旅費(航空賃): 27,800千円
10 (8/17 追記)	P12 第2章 5.(8) 注釈4	本競争では、現地調査対象国 8 か国を想定して旅費を見積もることと指示されていますが、調査開始後に現地調査対象国が変更となった場合、必要に応じて、航空賃、宿泊費(調整宿泊料単価が適用される国が含まれることとなった場合)、戦	契約時の想定から現地調査対象国が変更となった場合は、必要に応じ変更契約等の手続きを行った上で、契約金額の増額/減額の対応を行います。

		争特約保険料(同保険料の計上が認められる国が含まれることとなった場合)、報酬(紛争影響国・地域が含まれることとなった場合)の増額を認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	
11 (8/17 追記)	(記載なし)	予定価格を推定するため、貴機構が想定する全業務従事者の延べ渡航回数をご教示いただけませんかでしょうか。	提案者として、最も効率的な渡航回数をご検討の上、ご提案ください。
12 (8/19 追記)	P13 第2章 6. (1) 2)及び3)	インテリムレポート及び現地調査報告書には言語の指定がありませんが、いずれも和文のみの作成との理解でよろしいでしょうか。	インテリムレポート及び現地調査報告書は和文のみ作成ください。
13 (8/19 追記)	P17 第3章 2. (2) 1)業務量の 目途	貴機構予定価格を想定するため、現地と国内の業務量目途の内訳をご教示いただけませんかでしょうか。	最も効率的な現地／国内業務 MM をご提案ください。
14 (8/19 追記)	P21 別添 プレゼンテーション実 施要領	プレゼンテーションの参加人数について、業務主任者と副業務主任者の2名が出席する場合はその他の者の出席は認められない(業務主任者と副業務主任者を合わせて2名までが出席人数の上限)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
15 (8/19 追記)	記載なし	業務従事者が現地調査を実施するうえで新型コロナウイルス対策として必要となる経費(PCR 検査費用など)の精算を認めていただけると理解しておりますが、本業務は現地調査対象国が調査開始後に変更となる可能性があるため、渡航先によって異なる同経費を現時点で確定させること	ご理解の通りです。

		が困難です。したがって、同経費の契約金額への計上については、調査開始後に貴機構と相談のうえ適宜決定することが可能と考えてよろしいでしょうか。	
16 (8/19 追記)	P12 5. 調査の内容 (8) 現地調査の実施 脚注 4	コロナ禍の中、本業務の現地調査実施想定国の中には定期便が就航していない国もあり、航空券の見積を入手することが困難な状況です。 ついては、 <u>航空運賃を別見積もりとしていただけませんか</u> でしょうか。	質問回答9に記載の通り。

以上